

鎌倉市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第5項及び同条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和6年(2024年)10月17日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 大石 和久

令和6年度 監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査及び同監査の実施に伴う随時監査

2 監査の対象

(1) 対象団体

鎌倉CITYパートナーズ

(2) 担当部局

教育文化財部生涯学習課

3 監査の結果

おおむね良好に執行されていることを確認した。

しかしながら、施設管理事務について注意すべき点や、今後の事業運営に当たっての課題など、協定関係開始後の早い内に解決を図らねば、将来生涯学習事業に影響が出かねないと危惧する点も見受けられた。

指定管理業務を行うに当たっては、市と指定管理者が協力して問題の早期発見に努め、互いに納得の上で解決に取り組む姿勢が大切であると考えます。

日々のコミュニケーションの積み重ねにより市と指定管理者との間で相互理解の関係を築いた上で、協同により本市の生涯学習業務を推進していくという認識をもって業務に取り組まれます。

4 監査の実施方法

(1) 監査の根拠

地方自治法第199条第5項及び第7項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。

(2) 監査の実施期間

令和6年（2024年）4月1日から令和6年（2024年）9月30日まで。

(3) 監査の範囲

ア 令和5年度の鎌倉市生涯学習センターの指定管理に係る事務及び出納

イ 令和5年度の「鎌倉CITYパートナーズ」（以下「指定管理者」という。）

の鎌倉市生涯学習センターの指定管理に係る事務及び指定管理者に対する指導・監督業務

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、事務が適正に執行されているか否かについて関係者から説明を聴取するとともに、関係書類の調査及び現地調査を行った。